

太陽光発電協会 表示ガイドライン (2020年度)

※下線部は今回追加、改定箇所。

1. 目的

このガイドラインは、太陽光発電産業の健全な発展に向け、顧客（ユーザー、流通業者等）に製品を正しく理解していただくことを目的に作成したものである。なお、このガイドラインに従いさえすれば全ての法令の条件を満たすというものではないので、運用においては関係法令にも十分ご留意願いたい。

2. 対象物、適用時期

住宅用太陽光発電システムを販売促進するための印刷物（カタログ・DM・チラシ・取扱説明書・保証書・施工マニュアル・流通向け提案書・WEB ホームページ等）、製品の表示機能、及び新聞、TV、雑誌などマスコミ向けに発信する情報（宣伝・広告・広報等）を対象とする。またこのガイドラインは、住宅用システムを念頭において作成したものであるが、産業用等大型システムにおいても必要に応じて参照していただきたい。

このガイドラインの適用は、2020年4月からとする。ただし、適用月以前の印刷物、製品等は継続して使用・販売可能。次回印刷あるいは次期モデルから改定内容を反映させる。

また、カタログ等への記載は、ここに記述した全ての項目を網羅するということではなく、目的に応じて掲載する項目を選択すれば良い。但し、該当項目を掲載する場合は、このガイドラインに従って行なうことを推奨する。

3. 表示方法の基準

製品等における、以下の取り決め、規格等を参照した。

- ・「公正競争規約」((社) 全国家庭電気製品公正取引協議会)
- ・「地球環境保全の訴求に関するガイドライン」(同上)
- ・「安全確保のための表示に関するガイドライン」((財) 家電製品協会)
- ・「JIS C 8918」「JIS C 8990」「JIS C 8939」「JIS C 8991」「JIS C 8992-1」(太陽電池関連)
- ・「JIS C 8961」「JIS C 8980」(パワーコンディショナ関連)
- ・「JIS C 8960」(用語)
- ・「系統連系規程 JEAC9701-2019」一般社団法人日本電気協会

【参考】主な関係法令

「消費者契約法」「特定商取引法」「不当景品類及び不当表示防止法」
「不当競争防止法」「独占禁止法」「製造物責任法」「商標法」「著作権」「肖像権」
「訪問販売法」「個人情報保護法」「廃棄物処理法」「建設リサイクル法」等

4. 住宅用太陽光発電システムの具体的表示方法

表 1. 太陽光発電協会 表示ガイドライン

1)	太陽電池モジュールの定格表記	<p>①公称最大出力 ②公称最大出力動作電圧 ③公称最大出力動作電流 ④公称開放電圧 ⑤公称短絡電流 ⑥質量 ⑦外形寸法^{注1} ※順番は任意。</p> <p>注1：同じ意味を示す“寸法”等の表記も可。 注2：モジュール本体の表記が英文表記のみの場合は、カタログ等への表記は日英併記が望ましい。</p>
2)	パワーコンディショナの定格表記	<p>①定格入力電圧 ②入力運転電圧範囲 ③相数 ④定格出力（力率 1.0 時、力率 0.95 時）^{注1} ⑤定格容量（力率 1.0 時、力率 0.95 時）^{注1} ⑥定格力率^{注2} ⑦定格出力電圧 ⑧定格出力周波数 ⑨設置場所（屋内用、屋外用） ⑩出力電流ひずみ率^{注3} ⑪効率^{注4、注5、注6} ⑫質量 ⑬外形寸法^{注7} ※順番は任意。</p> <p>注1：④、⑤の定格出力、定格容量はいずれか一方の記載を必須とする。なお、いずれの場合も力率 1.0 の場合と力率 0.95 の場合を併記する。力率 0.95（標準力率）については、解説編 3. 参照。 注2：JET 認証取得時の力率とする。 注3：認証品の場合は出力電流ひずみ率の記載不要。 注4：JIS C 8961 に示された効率測定法に基づいて測定された値を表示する。定格負荷効率のカタログ表記は 0.5%刻みとし、他に部分負荷効率等を表示する場合は、測定条件を明記して表示する。 本内容は、平成 13 年 1 月 JPEA/JEMA から発信した「太陽光発電関連補助事業に係る業務の改善について」の規定に基づくものであるが、JPEA 表記ルールとして定義しなおしたものである。解説編 2. 参照。 注5：同じ意味を示す“電力変換効率”等の表記も可。 注6：効率が力率 1.0 または 0.95 にて変わる場合はそれぞれ記載する。 注7：同じ意味を示す“寸法”等の表記も可。</p>

3)	システム出力値の表記	<p>システム出力値^{注1}は「太陽電池モジュールの公称最大出力の和」とし、表記は「太陽電池容量（単位は kW）」とする。</p> <p>注1：出荷する製品のシステム出力値は、「公称最大出力値×モジュール枚数≦工場出荷検査値の合計」、となるように管理する。但し、取引当事者間で個別に仕様書の取り交わし等を行なう場合は、その取り決め事項が優先する。</p> <p>本内容は、平成13年1月 JPEA/JEMA から発信した「太陽光発電関連補助事業に係る業務の改善について」の規定に基づくものであるが、JPEA 表記ルールとして定義しなおしたものである。解説編3. 参照。</p>
4)	太陽電池モジュール仕様の欄外の統一文章	<p>太陽電池モジュールの仕様を記載する場合、以下のような主旨の文章を併記する。</p> <p>①結晶系：「表記の数値は、JIS C 8918（または JIS C 8990）^{注1}で規定する AM1.5、放射照度 1000W/m²、モジュール温度 25℃での値です。」</p> <p>②薄膜系：「表記の数値は、JIS C 8939（または JIS C 8991）^{注1}で規定する AM1.5、放射照度 1000W/m²、モジュール温度 25℃での値です。」</p> <p>注1：記載する JIS 番号はどちらか一つでも可。 ※他のタイプの太陽電池についても上記に準じた表記を行なう。</p>
5)	システム仕様の欄外及び年間推定発電量表記と欄外の統一文章	<p>太陽光発電システムの仕様を記載する場合、以下のような主旨の文章を併記する。</p> <p>「太陽電池容量は、JIS 規格に基づいて算出された太陽電池モジュール出力の合計値です。実使用時の出力（発電電力）は、日射の強さ、設置条件（方位・角度・周辺環境）、地域差、及び温度条件により異なります。発電電力は最大でも次の損失により、太陽電池容量の 70～80%程度になります。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 温度等の補正係数 太陽電池の特性に応じた数値を使用する。 但し、使用する数値と根拠を明記する。 ・ パワーコンディショナ損失 数値は各社の定格出力時の効率とする。 ・ その他の損失係数 受光面の汚れ／配線／回路損失の数値は各社に委ねる。（但し、各社で根拠を持つ事） <p>また、推定発電量表記に当たっては、計算式を明記するなど計算根拠を明確に示す。</p> <p>【計算式例】</p> $E_{\text{sys}}(\text{年}) = \sum (K_h \times K_{\text{pcs}} \times K_j \times E_{\text{light}})$ <p>E_{sys} : 単位容量あたりの推定年間発電量 [kWh] K_h : 補正係数</p>

		<p> K_{pcs} : パワーコンディショナ変換効率 K_j : その他の損失係数 E_{light} : 各月の日射量[kWh/m²] (1月~12月) 【太陽電池の補正係数 (Kh) 参考値】 ①結晶系シリコン太陽電池 </p> <table border="1" data-bbox="676 421 991 672"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~3月</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td>4~5月</td> <td>0.85</td> </tr> <tr> <td>6~9月</td> <td>0.80</td> </tr> <tr> <td>10~11月</td> <td>0.85</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>0.90</td> </tr> </tbody> </table> <p> ②アモルファスシリコン太陽電池 </p> <table border="1" data-bbox="676 918 991 1169"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1, 12月</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>2, 11月</td> <td>0.80</td> </tr> <tr> <td>3, 4, 10月</td> <td>0.85</td> </tr> <tr> <td>5, 6, 9月</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td>7, 8月</td> <td>0.95</td> </tr> </tbody> </table> <p> ③CIGS/CIS系太陽電池 現在、見直し中。 </p> <p> 年間推定発電量について記載する場合、以下のよう な主旨の文章を併記する。 「年間推定発電量には、影、積雪、経年劣化、出力 制御等による影響は考慮されておりません。」 ※解説編に補足説明記載。 </p>	月	補正係数	1~3月	0.90	4~5月	0.85	6~9月	0.80	10~11月	0.85	12月	0.90	月	補正係数	1, 12月	0.75	2, 11月	0.80	3, 4, 10月	0.85	5, 6, 9月	0.90	7, 8月	0.95
月	補正係数																									
1~3月	0.90																									
4~5月	0.85																									
6~9月	0.80																									
10~11月	0.85																									
12月	0.90																									
月	補正係数																									
1, 12月	0.75																									
2, 11月	0.80																									
3, 4, 10月	0.85																									
5, 6, 9月	0.90																									
7, 8月	0.95																									
6)	日射量データ	<p> MONSOLA 11 のデータを用いる。 ※MONSOLA 11 は MONSOLA 05 の更新版として平成 24 年 3 月 30 日 NEDO より公開された。1981 年から 2009 年の 29 年間の観測データをもとに作成されている。 </p>																								

7)	システム年間推定発電量の表示	<p>設置容量：5kW 程度、設置方位：真南（0°）、設置角度：30° のシステムを想定し、推定発電量値を表記する。但し、住宅組込み型等で、設置角度が決まっている場合はその角度を優先する。</p> <p>地域毎の発電量表記は、原則として全国 10 都市（札幌、仙台、東京、名古屋、金沢、大阪、広島、高松、福岡、那覇）の日射量データによるシステム推定発電量をカタログに表記する。地域の追加は各社の裁量とする。</p> <p>年間推定発電量は、月毎の発電量を 12 か月分合計した値を表記する。計算式例は 5) 項を参照。</p>
8)	一般家庭の平均年間電力消費量	<p>一般家庭の平均年間電力消費量は 4,892kWh/年とする。EDMC/エネルギー・経済統計要覧（日本エネルギー経済研究所計量分析ユニット編 2019 年度）</p> <p>[計算式]</p> <p>2017 年度の家庭部門世帯当たり用途別エネルギー源別エネルギー消費量は 4,206 千 kcal/世帯</p> <p>熱量の換算は、1 kcal = 1.16300×10^{-3} kWh（計量法（日本）による定義から計算）を用い、電力エネルギーの消費量は、</p> $4,206 \times 10^3 \text{ kcal} \times 1.16300 \times 10^{-3} \text{ kWh/kcal} = 4,891.6 \text{ kWh} \approx 4,892 \text{ kWh}$ <p>※解説編に補足説明記載。</p>
9)	メンテナンスフリー及び無公害の表記	<ul style="list-style-type: none"> ・メンテナンスフリー 他の発電方式との比較で、優位点としてメンテナンスの容易性を訴求しても良いが、「お手入れ不要」や「メンテナンスフリー」など、保守点検が一切必要ないように誤認させる表現は使用しない。 ・メンテナンスに関する併記文章例 「安全に長期にわたりご使用いただくために、定期点検をお勧めいたします。」 ・無公害 「発電中は有害なガスを出しません」等は訴求しても良いが、「完全な無公害」を感じさせる表現は避ける。
10)	安全に関する表記	<ul style="list-style-type: none"> ・「家電製品の安全確保のための表示に関するガイドライン」に準拠し、「危険」「警告」「注意」の 3 レベル表示を可能な限り行なう。 ・取扱説明書には、 <ul style="list-style-type: none"> ①安全の注意 ②使用上の注意 ③お手入れでの注意 <p>等の項目欄に 3 レベルの表示を可能な限り行なう。なお③の、お手入れでの注意では、定期点検を推奨する旨等の、表記を行なう。</p>

11)	製造年月の表記	<p>・「太陽電池モジュール」及び「パワーコンディショナ」には製造年月(日)、または製造年月(日)が分る製造番号^{注1、注2}を表示する。</p> <p>※(例) 070123</p> <p>注1：太陽電池モジュール：JIS C 8992-1にて規定。 注2：パワーコンディショナ：JIS C 8980にて規定。</p>
12)	保証及び保証期間	<p>保証および保証期間を訴求する表現を行なう場合は、以下の内容をできるだけ同一場所に明記することが望ましい。ただし、同一場所に明記できない場合は、その記載場所を明記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保証内容 ・ 保証期間 ・ 出力保証値 ・ 保証対象製品 ・ 有償・無償の区分 ・ 保証条件 ・ 保証範囲 ・ 免責事項
13)	CO ₂ 削減に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表示単位は g-CO₂/kWh、kg-CO₂/kWh、t-CO₂/kWh 等とする。g-C/kWh、kg-C/kWh、t-C/kWh は原則使わない。 ・ 太陽光発電システムの CO₂ 削減効果は、太陽電池の種類毎に以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 結晶系シリコン太陽電池：417.5g-CO₂/kWh ② アモルファスシリコン太陽電池：434.4g-CO₂/kWh ③ CIGS/CIS系太陽電池：437.0g-CO₂/kWh ・ 計算の前提条件は以下のとおり。 商用系統から供給を受ける電力の CO₂ 排出係数は、463 g-CO₂/kWh。 <p>太陽光発電システムからの電力の CO₂ 排出係数は、太陽電池の種類毎に以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①結晶系シリコン太陽電池：45.5g-CO₂/kWh ②アモルファスシリコン太陽電池：28.6g-CO₂/kWh ③CIGS/CIS系太陽電池：26.0g-CO₂/kWh <p>※本ガイドラインでは、環境省より公表された2018年度の温室効果ガス排出量(速報値)におけるCO₂排出原単位463g-CO₂/kWhを用いる。</p> <p>※太陽電池の年産規模は100MW、屋根設置型が基準。</p> <p>※出典は解説編に記載。</p>

14)	エネルギーペイバックタイムの基準	<p>太陽光発電システムのエネルギーペイバックタイムは以下のとおりとする。</p> <p>①結晶系シリコン太陽電池は1.5年。 ②アモルファスシリコン太陽電池は1.1年。 ③CIGS/CIS系太陽電池は0.9年。 ※年産規模100MW、屋根設置型を基準とする。 ※出典は解説編に記載。</p>
15)	石油の削減量の表記	<p>・1kWhあたり0.227ℓとする。 例えば、年間発電量を3,000kWhとすると 3,000kWh×0.227ℓ/kWh=681ℓ/年となる。 [計算式] 石油熱量換算:9,250 kcal/ℓ、 発電に必要なエネルギーは、 1kWh=860kcal、発電端効率 41% より 860/0.41=2,098 (kcal/kWh) ∴必要な石油量:2,098/9,250=0.227 (ℓ/kWh) ※出典は解説編に記載。</p>
16)	パワーコンディショナの絶縁方式の用語統一	<p>次の3種類で統一する。</p> <p>①トランスレス方式 ②高周波絶縁トランス方式 ③商用周波絶縁トランス方式</p>
17)	システムの取り外し・処分	<p>太陽光発電システムの取り外し・処分については、以下のような注意喚起文を記載する。</p> <p>・文章例 「太陽光発電システムの取り外しには専門技術が必要です。また、取り外した太陽光発電システムを処分する場合には原則として産業廃棄物として取り扱います。通常、業者は取り外しと処分を一括で請け負うと考えられます。取り外しや処分をお考えの場合は、以下の業者に相談されることをお勧めします。 (1) 販売・施工業者 (2) 建設業者（建物解体業者・建築業者・ゼネコン等） (3) 製造元（システムメーカー）</p> <p>業者が処分を行う際には、廃棄物処理法、建設リサイクル法に沿って、太陽光発電システムを産業廃棄物として適切な方法で処分することが義務付けられています。したがって、システム所有者は、取り外しや処分の作業内容および費用について、業者との間で適正な契約を事前に交わされることをお勧めします。 詳しくは、2018年12月27日に環境省より公表された「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」を参照ください。 また、太陽電池モジュールを撤去、廃棄処分、リサ</p>

		<p>イクル処理等を行うに当たって、太陽電池モジュールの情報が必要な場合は、下記の URL のウェブサイトを参照ください。本情報についてのお問い合わせは下記の電話番号、またはメールアドレスまでお願いいたします。</p> <p>URL : http://www. xxxxxx 電話番号 : xx-xxx-xxxx メールアドレス : xxxxx@xxx. co. jp</p> <p>※解説編に補足説明を記載。</p>
18)	逆潮流電力の抑制動作	<p>太陽光発電システムにおいては、電力系統側の状況等により逆潮流電力の送出しが制限される場合があるため、カタログ、パンフレット、取扱説明書などユーザー向けの資料には、このことを説明する適切な文章を掲載する。</p> <p>・文章例 「システムのさまざまな状況により、逆潮流電力^{注1}が制限され、太陽光発電システムからの売り電力量が少なくなる可能性があります。このような状況が頻繁に発生する場合は、対策が必要な場合がありますので、販売店にご相談ください。」 注1：需要者側から電力系統側に送り返す電力。</p>
19)	パワーコンディショナの動作温度範囲の表記について	<p>パワーコンディショナの仕様として、動作温度範囲を記載することが望ましい。</p>
20)	パワーコンディショナの温度保護機能について	<p>パワーコンディショナの保護機能により、周囲温度がある一定の温度以上になると出力が制限される場合は、その旨、注意事項として記載することが望ましい。</p>
21)	省令改正による出力制御に関する表記統一	<p>省令改正（2015年1月22日公布の再生可能エネルギー特別措置法施行規則の一部を改正する省令と関連告示）による出力制御に関して、それぞれ以下の点に留意して記載すること。</p> <p>①出力制御機能付パワーコンディショナの説明において、パワーコンディショナ本体以外にも必要な機器・工事・サービス（インターネット等）がある場合は、その旨を近傍に併記する。</p> <p>②出力制御に関して以下のような主旨の文章を付与する。 「出力制御は、電力会社の要請により実施されますので、詳細については電力会社にご確認ください。」</p> <p>③機器の仕様により、「遠隔出力制御」の表記も可。</p>

【改定履歴】

発行	改定内容	担当
平成 19 年 4 月	改正自主ルール発行	住宅市場部会
平成 20 年 4 月	内容省略	住宅市場部会
平成 22 年 4 月	H22 年度施工品質 WG での審議に基づき改定実施。 ①4. 5) 補正係数についての記載内容を整理した。 補正係数の数値そのものには変更なし。 ②4. 8) 一般家庭の平均年間電力消費量を更新した。 元 5, 500kWh/年 → 5, 650kWh/年 計算根拠となる一般家庭の消費エネルギーの数値を変更した。 元 45GJ/年 →45. 3GJ/年 元 44% →44. 9% 元 $45 \times 0. 44=19. 8GJ \approx 5, 500kWh$ → $45. 3 \times 0. 449=20. 3GJ \approx 5, 650kWh$ ③4. 13) CO ₂ 削減に関する基準 注 2. を追記した。 8) 項にあった【参考情報】は解説編に移した。	住宅部会 施工品質WG
平成 23 年 4 月	H23 年度施工品質 WG での審議に基づき改定実施。 2. 対象物、適用時期 に、表記項目は必要に応じて選択して使用可能であることを明記した。 6) 日射量データの説明文を追加。 9) 説明文を修正。 ・メンテナンスフリーの範囲 の文言削除。 19) 逆潮流電力の抑制動作 の項目追加。	住宅部会 施工品質WG
平成 24 年 4 月	5) シリコン結晶系 (2) の表追加。 6) MONSOLA 11 を追加記載。 7) 標準システム容量 3~4kW→3~5kW に修正。 13) CO ₂ 削減に関する基準 注 1、注 2 削除。	住宅部会 施工品質WG
平成 25 年 5 月	3. 表示方法の基準の 2 行目、「表示に関する公正競争規約」→「公正競争規約」に修正。 過去の日射データから計算で求める年間発電量は「予測発電量」→「推定発電量」に用語を統一。 5) 計算式の例を追記した。 特性補正係数の表について ・シリコン結晶系の (1) の表を削除。 ・アモルファスと CIGS/CIS の表を追加。 6) MONSOLA 5 の記載を削除し MONSOLA11 に統一。 13) CO ₂ 削減の算出基準となる電力会社から供給される電力の CO ₂ 排出係数を変更した。 説明文の記載順序を変更した。	住宅部会 施工品質WG

平成 26 年 9 月	<p>タイトルを「太陽光発電協会 表示ガイドライン」に変更。</p> <p>1. 2. の本文中、「自主ルール」「ルール」を「ガイドライン」に変更。</p> <p>1. の本文中、「顧客（ユーザー、流通業者等）～」の前に「太陽光発電産業の健全な発展に向け、」を追加。</p> <p>1. の本文中、「しかし」を「なお」に変更。</p> <p>2. の本文中「(現行の～反映させる)。」の()をとり、「現行の」を「ただし、適用月以前の」に変更。</p> <p>3. 「表記方法の基準」を「表示方法の基準」に変更。</p> <p>3. 「JIS C 8911」「JIS C 8931」は廃止のため削除。</p> <p>4. 「具体的表記方法」を「具体的表示方法」に変更。</p> <p>表 1. 「表記基準」を「太陽光発電協会 表示ガイドライン」に変更。</p> <p>1)注 2 を追加。</p> <p>2)文中の「今回改めて」を削除。</p> <p>3)文中の「今回改めて」を削除。</p> <p>3)文中の「解説編 2.」を「解説編 3.」に変更。</p> <p>4)②の「JIS C 8931」を「JIS C 8939」に変更。</p> <p>5)③CIGS/CIS 系太陽電池 の表を削除し、「現在、見直し中。」を追加。</p> <p>8)2012 年度のデータに修正。</p> <p>10)取扱説明書も、「3 レベルの表示を可能な限り行なう」に変更。</p> <p>13)文中の「本表記ルール」を「本ガイドライン」に変更。</p> <p>18)文章の削除、修正、追加。</p> <p>19)文章例を修正。</p> <p>20)パワーコンディショナの動作温度範囲の表記について を追加。</p> <p>21)パワーコンディショナの温度保護機能について を追加。</p>	住宅部会 表示ガイドラインSWG
平成 27 年 8 月	<p>3. 5 行目に「JIS C 8992-1」を追加。</p> <p>6 行目の「JIS C 8962」を削除。</p> <p>【参考】に「特定商取引法」を追加。</p> <p>4. 4)②の「アモルファス」を「薄膜系」に変更。</p> <p>5)文末に年間推定発電量について記載する場合の文章例を追記。</p> <p>7)最初の文を修正・追加。</p> <p>8)2013 年度のデータに変更。</p> <p>9)「メンテナンス契約」を「定期点検」に修正。</p> <p>「無公害な発電方式」を削除。</p>	住宅部会 表示ガイドラインSWG

	<p>10) 「メンテナンス契約」を「定期点検」に修正。 11) 「JIS C 8918」を「JIS C 8992-1」に変更。 13) CO₂ 排出係数の代替値を、551g-CO₂/kWh に変更。 15) 「など」を追加。 22) 省令改正による出力制御に関する表記統一を追加。</p>	
平成 28 年 7 月	<p>3. 【参考】に「廃棄物処理法」「建設リサイクル法」を追加。 5) 文章を修正。 8) 2014 年度のデータに更新。 12) 明記する項目を追加。 13) CO₂ 排出係数の代替値を、579g-CO₂/kWh に更新。 15) 「寿命」を「耐久年数」に変更。 18) 文章例を追加・修正。 19) 文章例に「」（括弧）をつける。 22) 文章を修正。</p>	住宅部会 表示ガイドラインWG
平成 29 年 8 月	<p>3. (太陽電池関連)に「JIS C 8990」「JIS C 8991」を追加。 4) 併記文章を修正。 8) 2015 年度のデータに更新。 9) 文章を修正。 13) CO₂ 排出係数の代替値を、587g-CO₂/kWh に更新。さらにこれを踏まえて、太陽電池の種類毎の削減効果数値を更新。 15) 太陽電池の耐久年数の表記についてすべて削除し、以降の項目番号を繰り上げる。</p>	住宅部会 表示ガイドラインWG
平成 30 年 4 月	<p>2. 対象物、適用時期の「適用時期」の変更。 3. 表示方法の基準に新たに「系統連系規程 JEAC9701-2016 2017 年追補版」を追加。 4. 2) のパワーコンディショナの定格表記について、④定格出力の力率 1.0 時、力率 0.95 (標準力率) の併記を記載。続いて同様に項目⑤「定格容量」を追加、⑥として「定格力率」を加えた。これに伴い項番変更を行った。また、注記として、力率 1.0、力率 0.95 時の併記等について注 1、注 5 にそれぞれ付記した。 5) の「システム仕様の欄外及び年間推定発電量表記と欄外の統一文章」の 14 行目「・その他の損失」を「・その他の損失係数」とする。 5) の「システム仕様の欄外及び年間推定発電量表記と欄外の統一文章」の【計算式例】の「k_j : その他の損失」を「k_j : その他の損失係数」とする。 5) の「システム仕様の欄外及び年間推定発電量表記と欄外の統一文章」の最後の適用除外内容に</p>	住宅部会表示ガイドラインWG

	<p>ついて、力率一定制御の影響を包含する内容とするため、「出力制御等」として下記の通り追記した。「年間推定発電量には、影、積雪、経年劣化、出力制御等による影響は考慮されておりません。」</p> <p>17)「システムの取り外し・処分」の項目に太陽電池モジュール有害物質等のに関する情報提供に関する文例として、下記を追加した。</p> <p>「また、太陽電池モジュールを撤去、廃棄処分、リサイクル処理等を行うに当たって、太陽電池モジュールの情報が必要な場合は、下記の URL のウェブサイトを参照ください。本情報についてのお問い合わせは下記の電話番号、またはメールアドレスまでお願いいたします。</p> <p>URL : http://www.xxxxxx 電話番号 : xx-xxx-xxxx メールアドレス : xxxxx@xxx.co.jp</p>	
2019年5月	<p>8) 2016年度のデータに更新。</p> <p>13) 環境省で公表された2017年度の温室効果ガス排出量(速報値)の数値に修正。</p> <p>17) (第一版)を(第二版)に改訂。</p>	住宅部会 表示ガイドラインWG
2020年3月	<p><u>3. 表示方法の基準を「系統連系規程 JEAC9701-2019」に更新。</u></p> <p><u>8) EDMC/エネルギー・経済統計要覧(2019年度)に更新。</u></p> <p><u>13) 環境省で公表された2018年度の温室効果ガス排出量(速報値)に更新。</u></p>	住宅部会 表示ガイドラインWG

以上